

浦安市告示第52号

浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、医療的ケア児（者）及び重度心身障がい児（者）（以下「医療的ケア児（者）等」という。）に対する短期入所を行う事業所の円滑な運営を促進することにより、医療的ケア児（者）等とその家族の生活の安定を図るため、本市において医療的ケア児（者）等を対象とした短期入所を行う事業所を運営する事業者に対し、浦安市補助金等交付規則（昭和53年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 短期入所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第8項に規定する短期入所をいう。
- (2) 医療的ケア児（者） 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児その他の日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを必要とする者であって、市長が法第22条第1項の規定による支給の決定をしたものをいう。
- (3) 重度心身障がい児（者） 次のいずれにも該当する者（医療的ケア児（者）を除く。）であって、市長が法第22条第1項の規定による支給の決定をしたものをいう。

ア 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において、千葉県療育手帳制度実施要綱（昭和62年1月6日制定千葉県要綱）第2条の規定による療育手帳（以下「療育手

帳」という。)の交付を受けた者であって、その障がいの程度が㉔、㉔の1、㉔の2又はAの1と判定されたもの

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けた者のうち、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める肢体不自由の障がいの程度が1級又は2級に該当するもの。ただし、肢体不自由以外の身体障がいとの重複により、当該等級に認定されている場合を除く。

(4) 医療的ケア 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律第2条第1項に規定する医療的ケアをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市において医療的ケア児（者）等を対象とした短期入所を行う事業所を運営する事業者とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を各月ごとに算出し、これを合計した額とする。

(1) 医療的ケア児（者）を受け入れた場合 その月の当該医療的ケア児（者）の短期入所の利用日数に、別表の左欄に掲げる医療的ケア児（者）が必要とする医療的ケアの種類区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める補助基準額を乗じて得た額

(2) 重度心身障がい児（者）を受け入れた場合 その月の短期入所の利用日数に5,000円を乗じて得た額

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による申請は、市長が別に定める日までに、浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金交付申請書（別記第1号様式）に次の書類を添えて、行うものとする。

(1) 事業計画書

(2) 申請額算出内訳書

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第7条 規則第8条第1項の規定による届出は、浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金申請事項変更等届（別記第3号様式）により行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による報告は、浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金実績報告書（別記第4号様式）に、次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 実績額算出内訳書
- (3) 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写し
- (4) 短期入所の利用実績が分かる書類
- (5) 医療的ケア児（者）が必要とする医療的ケアの種類が分かる書類（医療的ケア児（者）を受け入れた場合に限る。）
- (6) 重度心身障がい児（者）の身体障害者手帳及び療育手帳の写し（重度心身障がい児（者）を受け入れた場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第9条 規則第14条の規定による通知は、浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金額確定通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

(請求)

第10条 規則第15条の規定による請求は、浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金交付請求書（別記第6号様式）により行うものとする。

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第11条 規則第16条第2項の規定による請求は、浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金概算払交付請求書（別記第7号様式）により行うものとする。

2 規則第16条第1項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金概算払精算書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条第1号）

医療的ケア児（者）が必要とする医療的ケアの種類	補助基準額
人工呼吸器（鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む。）の管理、気管切開の管理、酸素療法又は中心静脈カテーテルの管理	12,000円
鼻咽頭エアウェイの管理、吸引（口鼻腔又は気管内吸引に限る。）、経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻又は食道瘻によるものに限る。）、皮下注射、継続的な透析、導尿又は排便管理（消化管ストーマの管理又は摘便、洗腸若しくは浣腸の実施に限る。）	7,000円
ネブライザーの管理、血糖測定又は痙攣時における座薬挿入、吸引、酸素投与若しくは迷走神経刺激装置の作動等の処置	5,000円

備考 補助基準額は、その月の医療的ケア児（者）が必要とする医療的ケアの中で最も高いものを適用する。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所 在 地

申請者 名 称

代表者氏名

年度浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金の交付を受けたいので、浦安市補助金等交付規則第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 申請額算出内訳書

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金の交付について、浦安市補助金等交付規則第4条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

交付決定額

円

第3号様式（第7条）

浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金申請事項変更等届

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

届出者 名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金に係る事業について、次のとおり変更したいので、浦安市補助金等交付規則第8条第1項の規定により届け出ます。

1 変更の理由

2 変更したい内容

第4号様式（第8条）

浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地
報告者 名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった
年度浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金に係る実績について、
浦安市補助金等交付規則第12条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業経費総額 円
- 2 交付決定額 円
- 3 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 実績額算出内訳書
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条
第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写し
 - (4) 短期入所の利用実績が分かる書類
 - (5) 医療的ケア児（者）が必要とする医療的ケアの種類が分かる書類
 - (6) 重度心身障がい児（者）の身体障害者手帳及び療育手帳の写し

第5号様式（第9条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金額確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定をした

年度浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金の額について、浦安市補助金等交付規則第14条の規定により次のとおり確定したので、通知します。

交付確定額

円

第6号様式（第10条）

浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

請求者 名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金を、浦安市補助金等
交付規則第15条の規定により、次のとおり請求します。

1 交付確定額 円

2 交付請求額 円

第7号様式（第11条第1項）

浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金概算払交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地

請求者 名称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった

年度浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金を、浦安市補助金等
交付規則第16条第2項の規定により、次のとおり概算払いされるよう請求し
ます。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

第 8 号様式（第11条第 2 項）

浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金概算払精算書

年 月 日

（宛先）浦安市長

所在地
精算者 名称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった

年度浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金について、浦安市医療的ケア児（者）等支援事業所補助金交付要綱第11条第 2 項の規定により、次のとおり精算します。

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 概算払交付額 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 円 |
| 3 | 精算額 | 円 |